

第7次出入国管理政策懇談会における

収容・送還に関する専門部会  
第4回会合会議録

令和元年12月12日(木)  
午前10時～午後0時  
最高検察庁大会議室

出席者(敬称略)

- 収容・送還に関する専門部会  
安富部会長、大橋委員、川村委員、高宅委員、高橋委員、寺脇委員、野口委員、宮崎委員、柳瀬委員
- 出入国在留管理庁  
佐々木長官、高嶋次長、佐藤審議官、石岡出入国管理部長、東山総務課長、磯部審判課長、岡本警備課長、片山参事官、簾内難民認定室長、林警備調整官
- オブザーバー  
国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表
- ヒアリング対象者  
国際移住機関駐日事務所 佐藤代表

事務局 本日も御多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、収容・送還に関する専門部会第4回会合を始めさせていただきます。

本日は、安富部会長、大橋委員、川村委員、高橋委員、高宅委員、寺脇委員、野口委員、宮崎委員、柳瀬委員、このほか、オブザーバーとしてUNHCR駐日事務所の川内様に御出席いただいております。

なお、明石委員は、本日、御都合により御欠席されます。

それから、出入国在留管理庁側から、今回、総務課長の東山も出席しております。

東山 総務課長 東山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 では、安富部会長、よろしくお願ひいたします。

安富部会長 専門部会第4回会合、よろしくお願ひいたします。本日は、「収容の在り方」について御議論いただいた上で、第2回会合で御議論いただきました「送還を促進するための措置の在り方」について、いわゆる2巡目の議論をいたしたいと考えております。

それから、本日は送還を促進するための措置に関連いたしまして、IOM駐日事務所から御説明を伺う機会を設けさせていただきたいと考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、まず論点2、「収容の在り方について」のうちの、「被収容者のプライバシーの確保や被収容者に対する医療、被収容者的心情把握、ケアに関する取組等の被収容者の処遇」について、御議論いただきたいと思います。

出入国在留管理庁側から、資料の説明をお願いします。資料の説明が終わりましたら、適宜、資料の説明に対する質疑応答を行い、内容の議論に入っていきたいと思います。

岡本警備課長 お手元の資料2の御説明に入ります前に、第1回会合でお配りした資料に関して、若干の御報告がございます。

報道等で御承知の方もおられるかと思いますが、第1回会合でお配りいたしました資料「送還忌避者の実態について」におきまして、「被退令仮放免者が関与した社会的耳目を集めた事件」として記載しておりました事例のうち、「[REDACTED]」（注：事例名については、本発言において御説明している経緯を踏まえ、議事

録に記載しないことといったしました。7ページにおいても同様にしております。)として記載しております事例につきまして、今般、国会審議等において、判決結果を踏まえた記載となっていないとの御指摘がございました。

この事例につきましては、捜査段階における逮捕・勾留事実が、殺人未遂、公務執行妨害及び銃刀法違反であり、入管法第62条の規定に従いまして、関係機関から地方出入国在留管理官署宛てに、その旨の通報がございました。お配りした配布資料は、このような捜査段階での通報内容に基づいて記載したものでございます。

この通報の後、被告人は公務執行妨害及び銃刀法違反の罪で起訴され、殺人未遂については不起訴となっており、さらに裁判では、公務執行妨害罪については無罪、銃刀法違反の罪については有罪、執行猶予付き懲役刑という判決でございました。

このように、当該資料の記載の根拠でありました捜査段階の通報内容とは異なる判決結果等となっていたものでございますが、当該資料の作成に当たりまして、この判決結果等の確認を試みることは行っていなかったものでございます。

当該資料につきましては、法務大臣政務官より、判決結果等を踏まえた適正な対応をするようにとの指示を受けておりまして、現在、法務省ホームページでの公開は停止した状態とし、対応を検討しているところでございます。

以上、資料の記載に関する御指摘等につきまして、御報告を申し上げました。

続きまして、お手元の資料2「入管収容施設内の処遇に関する現状」に基づいて御説明をいたします。なお、資料中に出てきます件数等の数字は、いずれも速報値であるということに御留意ください。

また、別紙の参考条文といたしまして、入管法、それから、入管法に基づく処遇に関する省令であります被収容者処遇規則、さらには、刑務所等における処遇の在り方を定めました刑事収容施設法の条文を掲げておりますので、適宜御参照ください。

それでは、まず、資料の 1 ページを御覧ください。

「入管収容施設の医療体制」でございます。

主な入管収容施設、ここに挙がっています東日本、大村の両入国管理センター、東京局、横浜支局、名古屋局、大阪局の被収容者数と医療体制につきまして、本年 1 月 2 日午前 0 時現在の集計の状況を一覧表にしたものでございます。

詳細はここに書きましたとおりでございますが、集計日現在、国家公務員の身分で勤務をしております常勤の医師はどの収容施設にもいない状態となっており、府内での診療は全て非常勤の医師又は歯科医師によって対応しております。

第 1 回会合における大村事案に関する御報告でも申し上げたところですが、拒食し、あるいは治療を拒否するといった被収容者などに適切に対応するためには、常勤医師の確保が重要であると考えております。そのための取組を強化することとしているところでございます。

看護師、准看護師、カウンセラー、レントゲン技師の配置の状況は、資料に記載したとおりでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。

「診療件数及び投薬件数の推移」でございます。

左側が診療件数の推移でございますが、府外診療と府内診療とに分けて集計をしておりまして、府外診療とは、被収容者を外部の病院等に同行して診療を受けさせることをいい、府内診療とは、収容施設内で診療を受けさせることを申します。グラフにありますとおり、府外診療、府内診療とも、ここ 2 年間、件数が増加しているところでございます。

傷病名については、集計を行っているわけではありませんが、例えば、東京出入国在留管理局の実情としては、不眠、便秘、腰痛などといった症状を訴える者が多いという状況ということでございます。

それから、右側のグラフは、投薬件数の推移でございます。

投薬につきましても、平成 29 年、30 年と件数が増加していると

ところでございます。

被収容者を外部の病院等に連れていく場合には、その都度、病院等の予約を取った上で、同行のために複数の入国警備官を確保するということが必要でございますし、投薬を行う場合には、被収容者一人一人の症状に応じて処方された様々な種類の薬剤を準備して、薬剤の取違え等がないように投薬を実施しなければならないところでございまして、投薬件数の増加に伴って、入国警備官の処遇上の負担も増大しているという状況でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

「入管収容施設における処遇状況」でございます。

入管法第61条の7第1項に規定されているところでございますが、被収容者には、施設の「保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない」とされており、このページの表にお示しておりますように、様々な処遇上の場面において、その観点からの配慮を行っているところでございます。

例えば、被収容者の心情把握という観点から申しますと、一番上の「看守勤務者による面接」の欄に記載のとおり、看守勤務者が適宜のタイミングで被収容者に声を掛け、別室で面接を実施し、健康状態の聴取や退去強制手続に関する相談などを行っているほか、カウンセラーによるカウンセリングの機会を設けるなどしているところでございます。また、送還に応じる意思の有無、あるいは送還先に関する希望といった事項も、こうした面接の機会に聴取をするようにしているところでございます。

それから、やや下の方、「外部交通」の欄に記載をしておりますとおり、開放時間帯、すなわち居室扉を開錠してホール等を自由に行き来できるようにする開放処遇を行っている時間帯には、電話通信を自由に実施できるようにしているほか、被収容者が家族、友人など外部の方々と面接する機会も設けており、原則として、面接の回数に制限を設けておらず、1回当たり30分の時間を確保するといった運用を行っております。

プライバシーの確保という観点では、下から4番目、「衛生・入浴」の欄に記載のとおり、入浴時には、看守勤務者による戒護なしの状態で、1人用のシャワー室を自由に使用できるようにしたり、あるいは、先ほど外部交通のところで申しました電話通信につきましては、職員に内容を聞かれることなく電話を使うことができるよう配慮をしたり、あるいは一番下、「その他」の欄に記載のとおり、物品保管用の施錠可能なロッカーを貸与するなどしております。

それ以外の点におきましても、入管法の規定に従いまして、被収容者の自由にはできる限り配慮しているところでございます。例えば、物品の購入につきましては、購入できる物品の種類には制限があるものの、購入数や使用金額に制限はございません。食事につきましては、宗教やアレルギー等に配慮した食事を用意しており、例えば、東日本入国管理センターや東京局におきましては、100種類以上の特別食を必要としている状況でございます。運動や余暇活動につきましては、開放処遇の時間帯であれば、テレビ視聴等の様々な活動を自由に選択できることとなっております。宗教上の配慮につきましては、宗教上の行為等に特段の制限はなく、方角の表示を行うことなどにより、礼拝にも配慮を行っております。

次に、4ページ、「被収容者の処遇の困難化」でございます。

左側、主な例というところには、処遇の困難化を生じさせるような被収容者の行動の例を記載しております。資料に記載しておりますとおり、被収容者による集団での官給食の不食、集団での帰室拒否、施設破壊行為といった行為の例が見られます。処遇を担当する入国警備官は、こういった処遇を困難にする被収容者の行動にも対処をしなければならず、処遇の過程で脅迫的な言動を受けるといったこともあります。対応に苦慮しているところでございます。その表れとしまして、右側のグラフに、被収容者に対する制止・隔離の件数の推移をお示ししております。制止・隔離といいますのは、右下側に示しました処遇規則の規定に基づく措置でございますが、被収容者が、例えば、先ほど御説明したような行動を取った場合には、入国警備官から当該行為を制

止される、あるいは、他の被収容者から隔離されて単独の収容をされるといったことがございます。

集計を開始した平成27年以降、このような制止あるいは隔離の件数が増加しており、長期収容に伴う被収容者のストレスの高まりといったことが一つの要因となっているものと思われますが、被収容者の処遇が困難化するとともに、職員の負担が増加している傾向が表れたところとなっております。

私からの資料の説明は以上でございます。

安富部会長 それでは、ただいまの御説明について、御質問をお願いいたします。

なお、御意見につきましては後に頂くこととして、この資料についての確認等の意味での御質問をお願いします。いかがございましょうか。

宮崎委員 第1回会合の資料の█████のケースのお話なのですけれども、刑事事件の裁判が終わった段階で、入管に身柄が収容されたということでおろしいでしょうか。

岡本警備課長 個別の事案のことでございまして、詳細は差し控えさせていただきます。

ただ、この資料の記載につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、捜査段階での通報に基づいて作成をしており、判決内容等を確認した上で作成するということには至っていなかったということでございます。

宮崎委員 ただ、確認以前の問題として、入管に身柄が来ているのであれば、それに沿って情報が管理されていると思われるのですが、それもされていなかったということでしょうか。

岡本警備課長 この資料の作成に当たりましては、判決結果がこうであるということ

とを確認した上で作成したということではなかったということでございます。

宮 崎 委 員 そうすると、ほかの刑事事件についても、この資料の統計データで、かなりの刑事事件の人たちがいますと書いてあるのですが、それ自体も、通報で整理されているので、正確性は担保されていないということでしょうか。

岡 本 警 備 課 長 逮捕の件数というものは、まさに逮捕の件数として集計したもの、有罪判決の件数というのは、有罪判決の件数として集計したものでございます。

事例につきましては、文面上、必ずしも明示はされていなかったのかもしれません、捜査段階での通報内容に基づく作成だったということでございます。

宮 崎 委 員 分かりました。これは議論してもしようがないので、今後のところでいうと、資料については正確にお出しいただきたいというふうに思います。

安 富 部 会 長 そのことは、宮崎委員御指摘のとおりだと思います。事務局からこの部会に御提出していただく資料というのは、議論の前提となりますので、正確性を期したものをしていただくように、くれぐれもお願いします。

宮 崎 委 員 本日の資料について、2点伺わせてください。  
資料でも、廊下に出られる、扉を開ける時間が開放処遇であるという形で説明されたものがあったのですが、精神保健等の世界だと、外泊や外出ができるのを開放処遇と呼んでいるような気がするのですが、通常、大部屋にいる時間以外に廊下に出られる時間というのは、大体、午前3時間、午後3時間ぐらいで、あとは大部屋にいるという

ことでしょうかというのが一点です。

林 警 備 調 整 官 今、委員から御指摘のありましたように、居室の開放時間につきましては、各官署におきまして、若干の差異はあるのですけれども、おおむね午前9時から12時前、それから、午後1時から5時前後という時間帯に、居室の扉を開錠しまして、収容区域内を自由に行き来したり、その間に、運動に行ったりとかシャワーを浴びたりということができるようになっております。

宮 崎 委 員 もう一点ですけれども、投薬件数の推移を御説明いただきましたが、できれば各施設、収容されている人のうちのどのぐらいの割合の人が投薬を受けているのかという数字を、目安になる程度のものでも結構なので、お教えいただけないでしょうか。

岡 本 警 備 課 長 今この場でお示しする準備がございませんので、検討させていただきます。

宮 崎 委 員 今日の議論にも関わると思って伺おうと思ったのですけれども、少なくとも私がこの間、東日本入国管理センターで視察させていただいたときには、東日本センターに収容されている人は、ほぼ100%に近いぐらい投薬を受けているというふうにお話を伺い、一般社会と隔絶している感じがするので質問しているところです。

岡 本 警 備 課 長 集計としてお出しできる準備があるわけではないのですが、御指摘のように、施設により若干割合の違いはあるようでございまして、東日本センターでは100%ということではございませんが、かなり高い割合になっているのは事実であるということでございます。

安 富 部 会 長 当該施設によっては、1人当たりの収容期間と投薬の件数が異なる可能性もありますので、もう少し具体的なところをお出しeidただくと

いうことでよろしいですか。

宮 崎 委 員 はい。

安 富 部 会 長 投薬というのは、処方箋についての投薬ですか。それとも、施設で持っている常備薬も入っているのですか。

林 警 備 調 整 官 医師からの処方された薬と、常備薬も含まれます。

安 富 部 会 長 両方ですね。

林 警 備 調 整 官 はい。

安 富 部 会 長 処方薬と常備薬とを分けた形で、具体的な数値をお示しいただいたいので、よろしくお願ひいたします。

質問はよろしいですか。

柳 瀬 委 員 今、喫煙は不可能でしたよね。

林 警 備 調 整 官 平成29年6月から、全官署において禁煙としております。

安 富 部 会 長 ほかに御質問は、よろしいですか。

それでは、処遇に関する議論をさせていただきたいと思います。

御意見のある方について、御発言を求めます。

大 橋 委 員 私は、第1回会合で、ハンガーストライカーにインフォームド・コンセントを適用するのは間違いだと、同意の有無にかかわらず、救命措置を行うべきだという意見を述べました。

今回は、その医師を呪縛しているマルタ宣言の妥当性を批判的に吟味して、その後、収容施設における医療に関して若干述べたいと思い

ます。

まず、マルタ宣言というのは、御存じのように、ハンガーストライカーに対しても、通常の疾病治療と同じようにインフォームド・コンセントを適用して、本人の同意がなければ強制的な栄養補給をしてはいけないという、世界医師会による2006年の宣言です。要するに、本人の同意がなければ、救える命も救わなくてよいということですから、違和感を覚えるのは私だけではないと思います。

この違和感は、インフォームド・コンセントの中核にあるオートノミーの思想に潜んでいると考えます。オートノミーは、自律性と訳すこともありますが、大体、自己決定権という訳語が適切だと思います。オートノミーの思想というのは、人には自己の身体を自由に処分する権利があるというもので、生きている人間を自己と身体に二分割し、身体は自己の所有物であるから自由に処分できるという思想です。ここには、身体を物として扱い、所有権と処分権を結びつける、民法の物権法と同じ論理が働いているように思います。同意なき救命は所有権を侵すことになると宣言しているわけですね。

しかし、生きた身体も、いわんや命も物ではありません。自己と身体は不可分ですし、他者から隔絶した自己もフィクションにすぎません。デカルトに起源を有するこの心身二元論、近代合理主義思想は、自然科学には有用であっても、生命倫理を含む倫理一般に適用するのは不適切で、本源的に一（いち）なるものを割り切って済ませている点に、私たちは違和感を覚えるのだと思います。

一方、同意なしの救命をよしとする思想はパターナリズムといわれ、個人の尊厳やオートノミーを侵害する余計なお世話といって批判されるのですが、そこには個人やオートノミーが独立に存在するかのような錯覚と、他者との関係やパターナリズムの無視があります。マルタ宣言等も同様です。しかし、実際には、両者は密接な関係にあって、あるいはオートノミーやパターナリズムに依存しているとさえいえるのが正確です。

例えば、ハンガーストライキに限ってみても、そもそも国に被収容

者の命や健康を守る義務、パターナリズムがあつてこそ、要求をかなえなければ死んでやるという一種の脅迫が意味をなすのだと思います。オートノミーに過剰に価値を置き、パターナリズムを否定しないし否認する傾向も、インディペンデンスを高く見積もって、ディpendンシーを低く見積もる西洋近代の価値観や文化的影響によるものと考えます。

以上、マルタ宣言に内在する問題を述べましたが、別の言い方をすれば、命は至高の法益であつて、個人の尊厳や自己決定権等の基本的人権も、命を前提にしているのですから、生命に危険が及ぶおそれがあるときは、十分な説明をした上で、同意の有無に関わらず、検査と栄養補給等の必要な医療措置を適時・適切に実施し、また、実施する者を無用な非難から守る体制が必要であるというのが私の意見です。

次に、収容施設における医療一般について述べますと、国は強制的に収容しているわけですから、被収容者の健康管理に責任があります。これはパターナリズムそのものですが、具体的には、疾病の早期発見、治療、予防です。そのためには、入所時の健康診断と定期的な健康診断が不可欠で、必要な検査項目を定めて実施する必要があります。加えて、随時の診察が可能でなければなりません。

被収容者が診察室に自由にアクセスできないのであれば、心身の不調等の訴えを聞き取り、受診の要否を医師に相談する職員が必要です。中には、不調を自覚せず、あるいは自覚していても訴えない者もいますから、日頃から被収容者を観察し、不調の兆候に気付き、医師に報告する職員も必要です。こうした役割を担う職員には、ある程度の医学的知識が必要で、看護師や准看護師等の医療関係者が最適です。

診断や治療は、医師や検査機器等が充実していれば施設内で行えますが、できない場合には、外部病院の協力を得て、逃走防止のため、職員同伴で受診することになります。1人の患者で必要な職員は、最低3名ですが、入院となれば、1泊の入院で6名必要となります。当然、患者数と入院日数が増えれば施設内勤務職員が不足することになり、施設運営に支障が生じます。このことは、意外に理解されていな

いかかもしれません。

そのほか、健康管理や疾病予防には、適切な食事と運動、清潔保持のための入浴やシャワーが必要ですし、収容が心身に及ぼす影響を考えると、担当制を導入し、随時相談に乗れる体制や、行事を含めた各種娯楽の充実なども必要です。そして、施設内の規則違反には、こうした娯楽への参加を一時的に認めないなどのペナルティーと、一定期間、無事故・無違反であれば、何らかの報酬を与えるほか、それを仮放免の要件の一つにするなどの工夫をすれば、収容生活にメリハリを与えるのではないかと考えます。

最後に、困難な医師の確保についてですが、普段の診療は複数の非常勤医師でつなぐとしても、重要な医療方針を決定するには常勤医師が必要です。それには、近隣の医師会や、大学を含めた医療機関に理解を求めて広報し続けるとともに、医師の勤務については、フレックスタイム制や兼業許可制の導入、あるいは公務員としての身分の継続を望む医師、例えば、帰国する外務省の医官や退官する防衛省の医官へのアプローチも有用かと思います。あるいは、施設内の診療所を外部病院へ業務委託する方法も検討に値するかと思います。

いずれにせよ、被収容者への適正な医療の実施には、医療関係者の方にも多数の、多職種の職員が必要で、恐らく困難かと思いますが、増員が必要だろうと私は思います。

安富部会長 ありがとうございました。

警備課から、今の点についてコメントありますか。

岡本警備課長 御意見承りました。真摯に、十分に検討させていただきます。

安富部会長 施設によっては、入国警備官に准看護師の資格を取得させ、被収容者の方と接して、医師の指示のもとに、看護業務を担っておられるということもあると聞いております。基本的な考え方と、今後の施策に生かすという意味で、今の御意見は貴重なものと思います。

野 口 委 員 先日、先生方と御一緒に東日本入国管理センターの視察に伺わせていただいて感じたのは、今日いただいている紙の資料だけでは、センターの現状は伝わらないのではないかということです。実際に施設内で処遇に当たられている入国警備官の方から、現状こうなっているというお話を何らかの形で聞かないと、本当の意味で我々は現状を把握することができないような気がいたします。私の個人的な感想としては、センターの方々は、大変な状況の中で毎日のお仕事に当たられているということを強く印象として持ちましたので、そのような現場の方の声を聞く機会を、この専門部会の中で何らかの形で作っていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

安 富 部 会 長 次回、第5回会合でヒアリングを実施することを予定しております、その際に、収容の現場の方からもお話を伺おうということを検討準備中でございます。

宮 崎 委 員 大橋先生は施設の収容者の医療をきっちりやられてきて、すごいなと思って、尊敬はしているのですが、入管の場合なかなか常勤の医師が確保できないのが現状かなと思っています。

1つ、入管の収容のことについて、私は意見を言わせていただきたいのですが、どうしても何か刑務所とかと比較されてしまうのですが、今回私が提出したメモの3に書かせていただいたのですけれども、入管の行う収容は、刑務所のような収容自体を目的としたものではなく、どちらかというと送還目的で、あるいは、私は賛成しませんけれども、入管の外に出したときの活動制限みたいなものを目的としているということを前提とすると、刑務所のように応報や教育という要素はないものなので、極力外へ出せることを前提に考えられた方がいいのではないかと思っています。

具体的なものについては1に書かせていただいたのですが、例えば医療について、今の状況というのは、結局、2年前か3年前から、1

年以上の長期収容となつても仮放免をしないという判断をしたことによって収容が長期化し、結果として、今までであれば1年ぐらいで出られている者が出られなくなつたことによって、施設の中が荒れて、医療も混乱しているという感じがします。

この間、東日本入国管理センターを見せていただいて、ほぼ全員に近いぐらい、90%台の人たちが投薬を受けているという状況は、異常としかいえない状態で、収容期間が比較的短い横浜支局などは、伺う限りは10%台ぐらいの投薬率のようなので、やはり長期化することによって投薬が増える。投薬が増えることによって、医師の診療が受けられないという悪循環が生じていると思いますので、ここは全体的に考えるべきだろうと思います。

もう一つは、先ほどの開放処遇のところも伺いましたけれども、何年もその施設の中にいる人たちに、1日のうちに6時間廊下に出られます、あの18時間近い時間は、6畳とか10畳とかの大部屋に何人かでいる、などというのは、やはり人間として生活できる場ではないと言わざるを得ないので、収容そのものを全体的に見直すことを考えないと、今の問題は改善しないと思っています。

医療についても、外の医療機関に職員を3人付けて行かなければいけないなんていうやり方をしていたら、人が幾らいても足りないわけなので、極端な話、逃げないという状況を考えれば、自分で行っていらっしゃい、戻ってきてくださいということはできないことはないで、今の運用を厳格化してそのままやろうとするのは無理ですから、改めて全体の収容方針を考えなければいけないと思います。

プライバシーについても国会で取り上げられていましたけれども、カーテンもない状態で、排せつしている女性が監視カメラで映っているというような状態になっていて、保安目的で見えなくなると困るからといって、夜もカーテンのない部屋でみんなと一緒に過ごすみたいなやり方は、私、判決の中で言われたことがあるのですけれども、文明国家としてあり得ないと思うので、全体的に、再度ゼロベースで見直して、本当にこんな収容が必要なのかということを考えるべきだと

いうふうに思います。

寺 脇 委 員 収容の部分だけ切り取って議論すると、そういう議論になる可能性はあるのですけれども、そもそも、なぜ収容しているのかと考えたときに、本来は国内で在留してはいけない人たちが存在した、だから、早く帰ってくださいということで退去強制令書を発付した。しかし、これに応じない、あるいはできないということで収容しているわけですよね。

そうすると、基本的には、速やかに退去させていければ、収容の問題というのは、まず起きてこないわけですから、その収容の部分だけを切り取って議論するのではなくて、制度全体をまず考えなきやいけない。そうすると、退去の問題から考えたほうがいいのではないかという気もするのですよね。

ですから、そういう意味では、収容することを前提に、収容の在り方を議論するのではなくて、そもそも、なぜ収容しているのかというところを考えたほうがよろしいかと思います。

宮 崎 委 員 反論するわけではないのですけれども、言われるのはそのとおりだと思います。退去強制について、公務としてやらなければいけないということは間違いないと思うのですが、なぜ収容が長引くかというのは、本人が嫌だと言っているだけではなくて、ほかの事情がある。そういう意味では、裁判をしていると、地裁だけでも1年半から2年ぐらいかかりますし、難民認定申請も年単位でかかっているという状態もあり、何らかの事情で、送還忌避の問題、相手国が被送還者を受け取らないというような問題があって、それは一定程度解消されてきてるみたいですが、現実としては、国家としては、帰そうと思えば帰す権限がある状況の中で帰せない状態が出てくる、一定の事情があるからですね。

事情があるときに、全部収容し続けなければいけないかというレベルで議論しているのであって、退去強制令書が出ていれば当然に帰せ

るという状態であれば、今みたいな収容施設も必要ないでしょうし、議論は必要ないと思いますけれども、今まで見ていても、時間がかかるることは見えていて、収容期間も何年にも及ぶ人たちがいるし、仮放免の人たちだと10年といった人たちが一定数いるという現状の中で、どう考えるべきかというふうに申し上げているのであって、先生の言わることはそのとおりで、早期に処理できるのであれば、それが一番望ましいのだろうと思います。

寺 脇 委 員 おっしゃるとおりなのですね。そういう意味では、今まさに、宮崎先生がおっしゃったところで、かなり、それぞれの問題点を指摘しておられるわけですよ。送還忌避の問題がありますよね、これも解決しなきゃいけない。それから、難民認定申請すれば、どんな人であれ送還停止になってしまふ。これだって濫用されているわけですよね。

本来守るべき人たちとそうじゃない人たちがいて、その区別によつては、送還停止を認めない、中身によつては申請を受け付けない、あるいは、申請は受け付けるけれども簡単に処理できるような手続をつくるとか、様々な方策で、いろんな論点を解決していくばいいのだろうと思う。それがまさに、今回の部会の目的だと思うのですよね。

そういう意味では、そこに議論を集中していったほうがいいような気がいたします。

安 富 部 会 長 当専門部会設置の目的も、そこにあるかと思います。ただ、先ほどの資料の説明というのは、施設内の処遇という観点からの御説明と思います。

大 橋 委 員 宮崎委員の投薬件数と収容期間の長さについての御意見はもっともな仮説ではありますけれども、それは収容期間と投薬件数の相関係数を見なければ、本当は分からぬです。

実際、施設の中で投薬件数がどういう要因で増えるかというのは、必ずしも収容期間だけではなくて、むしろ収容によるストレスは収容

されたばかりの方が強く、収容が長くなれば、ストレスに慣れ、ストレス対処能力も高まるわけですから、必ずしも収容期間とストレスの強度とが必然的に結びつくとは限りません。ほかにどういう要素があるかというと、その施設の文化というか、被収容者は、薬を欲しがるのです。それで、必要ないからといって、あの人がもらったのに、何で俺はもらえないのかと、何かにつけて言って、そして薬を出すように強要するわけです。その強要に対して、断固として拒否し、説明して突き放せる医者がいるか、それとも、面倒くさいし、いいや出しちゃおうという、こういう習慣というか文化が、施設によって違うのです。収容期間だけじゃないのです。

また、保安の方が、診察室で被収容者の診療に立ち会いながら、どういう態度で対応するかということも問題です。横から、それは強要だぞとか脅迫だぞと言って制止するかしないかという問題もありますし、若い医者だと、怖いか面倒くさい、それだけ力がないので、さっと処方箋を書いてしまうこともありますので、必ずしも収容期間だけではないということを、一応付け加えさせていただきます。収容期間と関係ないとは言いませんけれども、通常は、長くなれば、対処能力ができるから、必ずしもストレスが強くなるとは限らないと思います。

川 村 委 員 お手元にお配りしているように、資料をまとめさせていただきました。収容の在り方、処遇ということで、9点列挙しているのですが、野口委員もおっしゃいましたけれども、9月に東京局の収容場、それから10月に大村、11月に牛久を見せていただきまして、直近の状況、現場の方のお話もお伺いして、大変な状況だということを本当に痛感したところでございます。

今、見ていただきたいところは、2)の疾病対策、これは薬剤師の方や現場におられた方に、お答えいただいた内容について記憶を頼りに書いております。例えば処遇のところの2)の④では被収容者全員が服用しているなどと書いているのですが、もしかしたら、この書き

ぶりは間違いでほぼ全員であったかもしれません。ただ、今、宮崎委員からも質問がありましたが、大変に高い値だったということは共有をしております。

その上の③のところの、向精神薬の服用についても、薬剤師さんにその場でお伺いして、パーセンテージも、直近ではない数字をお伺いはしたのですが、大多数というふうに書かせていただきました。これもまた、私の書きぶりが不確かになっているかもしれません。数字が出れば、訂正が要るかもしれません。

感染症に関して、大村入国管理センターで結核の感染者も毎年おられるというようなことも聞きました。これも大変な問題と思い書きました。後ほど、情報を頂けるとありがたいですが、現場に行って、いろいろな疾病、投薬が本当に問題だと感じたところでございます。

そして、9番、自損行為や自傷行為が、長期収容のところで非常に大きな問題と思いました。

いろいろな原因があると思ったのですが、職員の方に、どういうことが一番問題だらうかといってお伺いしたときに、何もすることがなく、長くいるということのストレスというのは、やはり計り知れないのではないかということをお伺いしました。専門でもありませんし、分かりませんけれども、複合的な問題で、いろいろな難しい問題が起こっているということを感じたということでございます。

宮 崎 委 員 今日お配りした資料なのですから、私の書いた部分には私の意見を書かせていただいているのですが、あと、『世界』の12月号のコピーをお渡しました。

直接ここで収容者の方の意見を聞くことがなかなかできないということだったのですけれども、この特集の中で、仮放免をされている方々の意見が出ている部分がありましたので、読んでいただくと、医療体制についても言及されている部分がありますので、お手元に配らせていただいたので、見ていただければなと思います。

安富部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。また、収容については、改めて2巡目ということも考えたいと思いますので。

それでは、次に、論点1の送還を促進するための措置の在り方についての2巡目の議論に進ませていただきたいと思います。

これに先立ちまして、この論点に関連する外国法制及び委員から追加でお求めのございました難民認定申請に関する状況等につきまして、出入国在留管理庁側から資料が準備されておりますので、説明をお願いしたいと思います。

片山参事官から資料3について、お願ひします。

片山参事官 お手元の資料3「諸外国における送還・収容に関する法制度」の1枚目に基づきまして、送還と収容関係の外国法制について御説明させていただきます。

まず、資料下部の※印を御覧いただければと思いますけれども、前提といたしまして、この資料はあくまでも、現時点における調査で判明している範囲での、諸外国における法制度の概要を記載させていただいたものでございます。

法制度の概要とありますけれども、各国の所管省庁による公表情報や法律等を中心に調査を進めておりますので、いずれも典型的な例を中心に記載させていただいております。必ずしも裁判例、通達や運用などまで全て網羅されているというわけではないということを御理解いただければと思います。

また、資料の見方ですが、横軸の上の黄色の欄に国名を記載しております。縦軸の水色の欄に、法制度の具体的な項目を記載しております。

それでは、一番左側の水色の欄に記載した項目に従いまして、他国の法制度の概要について御説明させていただきます。

まず、本日、送還関係ということですので、資料の上半分の送還関係について御説明させていただきます。

一番上の「退去強制処分を決定する機関」の欄を御覧ください。

この資料に記載したとおり、退去強制処分を決定する機関というのは、各国様々という形になっております。

次に、「退去強制の方法」の欄を御覧ください。

現時点までの調査によりますと、方法につきましては、大きく分けて、対象者に義務を課して退去させるもの、それから、対象者を実力で送還するもの、そして、これを併用する国があります。それぞれの内容につきましては資料に記載したとおりであります。この中で、フランスにおきましては、不法滞在者等を退去させる措置といたしまして、記載させていただきましたとおり、領土退去義務と国外追放というものがございます。

領土退去義務につきましては、不法入国者や不法滞在者等に対して、退去の義務を課すものと承知しております。これに対しまして、国外追放につきましては、基本的に正規滞在者でありまして、公の秩序に対する重大な脅威と認められる者を実力で送還するものであると承知しております。

続きまして、「退去しない者等に対する罰則」の欄を御覧ください。

アメリカ及びフランスにつきましては、退去命令や退去の義務などに違反するなどして退去しなかった者に対して罰則が設けられております。また、アメリカ、フランス、それとイギリスにつきましては、送還のために必要な渡航文書等の申請を行わない者に対しても罰則が設けられております。これに対しまして、オーストラリア、それから韓国については、現時点の調査で判明している範囲では、罰則は見当たりません。

また、続きまして、送還を促進するための措置の欄でございますけれども、例えばアメリカやイギリスにつきましては、自発的に退去したか否かで上陸拒否期間に差異が設けられていると承知しております。フランスにおきましては、一定の要件を満たす者に対する渡航費用の負担等の支援制度が設けられているというように承知しております。

続きまして、資料の下部に記載しました収容関係の法制度について御説明いたします。この点は、今回の議論の対象ではないので、簡略にさせていただきたいと思います。

収容関係につきましては、基本的に、退去が確定した者に対する収容関係の法制度ということで御理解いただければと思います。

まず初めに、最初の欄でございますけれども、収容に当たっての司法審査の要否の欄を御覧ください。アメリカ、イギリス、オーストラリア、韓国におきましては、法制度上、司法審査を要しないということとされております。フランスにつきましては、収容期間の延長につきましては、司法審査を要するとされています。ドイツについては、司法審査が必要というように承知しております。

続きまして、収容の要件等でございますけれども、各国様々でございまして、詳細については、この資料に記載したとおりでございます。

次に、「収容期間」の欄を御覧ください。

アメリカ、フランス及びドイツにつきましては、収容期間がそれぞれ定められておりますが、一定の例外も定められております。イギリスとオーストラリアにつきましては、少なくとも法律上、収容期間の上限というのは設けられていないと承知しております。韓国におきましても、法律上、収容期間に制限は設けられていませんが、収容期間が3か月を超える場合は、3か月ごとに法務部長官の承認が必要とされております。

続きまして、収容を一時的に解く制度又はこれに類似する制度の有無等の欄でございますけれども、ドイツにつきましては調査中ではございますが、その他の国については、いずれも収容を一時的に解く制度又はこれに類似する制度があると承知しております。

それから、最後の一番下の欄でございますけれども、収容を一時に解く際の条件に違反して逃亡した場合の罰則等についてですが、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリアにつきましては、ここに記載しましたような内容の罰則が設けられていると承知しておりますが、韓国については、現時点の調査では、罰則は不見当というこ

とでございます。1枚目の御説明については以上でございます。

簾内難民認定室長

2枚目は、送還停止規定に関する情報について取りまとめた資料となっております。情報の性格につきましては、先ほどの参事官からの御説明と同様であるとお考えください。

現在の入管法の第61条の2の6第3項という規定が、いわゆる送還停止のための規定とされておりまして、それに相応するような規定があるかどうか、あるいは、昨今問題になっております難民の再申請に関する取扱いが各国においてどうなっているのかという点を中心に取りまとめております。

一番上の項目は、難民認定手続中の送還停止に関する規定の有無についてでございます。規定の仕方、仕組みの設け方は、国により異なるようでございますが、いずれの国も、送還が停止される仕組みとなっているということです。

次に、上から2番目の項目ですが、難民の再申請の可否とその要件についてということです。

基本的に可能という国がほとんどですけれども、オーストラリアにつきましては、明確に原則不可となっております。また、アメリカにつきましては、退去強制手続が開始された者からの再申請は、原則不可となっているということでございます。

ほかに、再申請が可能である国につきましても、難民該当性に関する新たな事実や事情の変更などがあることが必要とされておりまして、それがない場合には、申請要件を満たさないものとして申請が却下されるなど、あるいは簡便な手続や審査で処理されるという仕組みになっているようでございます。

続きまして、上から三つ目の項目、再申請が却下された場合の不服の申立ての可否についてでございますが、これは、御覧いただいているとおりの結果となっております。

最後に、一番下の送還停止効が認められない場合についてということですが、まず、イギリスでございますが、明らかに根拠がない申請

と判断された場合には、送還が停止しないこととなっております。フランスにつきましては、送還が停止しない事由が列挙されておりまして、例えば、国外退去を妨げる目的で再申請を行った場合、再申請が却下された場合、2回目の申請が不認定となった後に、3回目の申請をした場合などには、送還停止という効果が働くこととなってい るということでございます。

オーストラリアにつきましては、送還停止の例外規定はないようですがけれども、これは、先ほど申し上げましたように、再申請が原則認められていないことによるものと解されます。最後、韓国につきましては、公共の安全を害し、又は害するおそれがあると認められる場合というような概括的な規定を設けているということでございます。

安富部会長　　ただいまの資料3に関する御説明につきまして、何か御質問がございましたら、お願いしたいと思います。

高宅委員　　フランスのところの「領土退去義務」と「国外追放」の二つなのですが、領土退去義務というのは、退去手続みたいなものではなくて、日本でいう在留期間の更新不許可みたいなものと考えてよろしいのでしょうか。要するに、在留期間の更新が不許可になると、日本でも、出国しなければ罰則がかかりますし、その後、日本の場合、退去強制になるのですが、そのような手続ではないのでしょうか。

片山参考官　　基本的には、領土退去義務というのも、上欄に記載させていただきましたとおり、県知事、場合によっては、警視総監とか内務大臣が課すものというふうに理解しておりますので、今おっしゃっていただいたように、いわゆるオーバーステイになって、それで、当然にこれが発生するというものではないと承知しております。

高宅委員　　難民の方でもう一点確認したいのですが、このフランスの「可」で、2回目なのですが、これは日本でいう、国内に滞在中に新たな事由が

生じた場合とは違う、もう少し、要するに、新たな証拠が出た場合も含むという理解でいいのでしょうか。

簾内難民認定室長 細かな運用につきましては承知できていない部分もございますけれども、基本的には、申請者がフランス国内にいる間に、新たな事実関係が発生した場合というのも含まれているものと受けとめております。

高 宅 委 員 そこに限定はされていないのですか。

簾内難民認定室長 法令上、限定というところまでは確認できていないところです。

寺 脇 委 員 送還・収容に関する法制度の1枚目についてです。  
「退去しない者に対する罰則」で、「故意に退去しなかった者」以外に「渡航文書等の申請をしなかった」というものがありますが、どういう必要性があつて書き分けているのですか。

片 山 参 事 官 法制度の概要ということで、法文上の内容を記載させていただいていますけれども、どういう場合にこれを使い分けているかということについてはまだ調査中でございます。

宮 崎 委 員 収容関係の、収容を一時的に解く制度のところで、韓国については、2,000万ウォン以下の保証金というふうに書いてあるのですけれども、ほかの国は、保証金は特に取っていないということで聞けばいいのでしょうか。

片 山 参 事 官 先ほどと同じような答えなのですが、少なくとも法文上の内容としてはこういうふうになっておりますが、運用のところまで詳細には承知しておりません。引き続き確認したいと思います。

宮 崎 委 員 法文上は保証金の規定がないということで。

片 山 参 事 官 はい。

宮 崎 委 員 分かりました。

野 口 委 員 質問ではないのですけれども、リクエストとして、一番右の欄に「日本」について、掲載をしていただきたいと思います。

何が言いたいかというと、先ほど寺脇先生がおっしゃられたように、入管法の仕組みというのは、日本人の我々であってもよく分からぬところがあります。法律の仕組みというのはいろいろなところでつながっているので、これを安易に表にすることによって、場合によって、その説明が誤解を招くことになりはしないかということを懸念します。

例えば、今の表の1枚目の「退去しない者に対する罰則」、日本は「なし」になるんですね。それから、「収容期間」は「上限なし」になるんですね。だけれども、これは、「なし」になる理由が法制度上にあるわけです。つまり、法制度上、退去強制は公式的解釈によれば即時強制であり、したがって、上限など付けようがないということになり、罰則も付かないんですね。

だから、仕組み上そうなっているということが見えてきて、日本を加えることによって、寺脇先生が先ほどおっしゃったように、どことどここの制度がリンクしていく、どこの制度を切ると他の制度にどのような影響が生じるのか、というようなところが見えてくるような気がいたします。左側の外国法制をこれから詰めていくというのは、大変、研究者としては興味深いし、ぜひ見せていただきたいとは思うのですけれども、短い期間で実情まで、真実を知るというのはすごく難しいような気もいたしますので、むしろ日本の状況を、これを参考にしながら見られるような形にしていただくと、議論に資する資料になるのかなという気がいたしました。

安富部会長 今のような御意見を踏まえて、検討していただければと思います。

柳瀬委員 今のこの2枚の資料を拝見したのですけれども、私は、ドイツと韓国を割合新しい資料で調べているのですが、いずれの国も、自分たちの国の外国人政策、外国人労働者の政策にのっとって、送還されることが決定された人について、自発的に帰国する人はそのままにしておきますけれども、収容されるとか、送還されるとか、いろいろな義務があつても、韓国も結局はそのまま、外国人労働者として組み込んでいる。ドイツも、出頭してという期間が最初は短いけれども、徐々に長くして、自分のところの外国人労働者に組み込んでいるという例が多うございまして、法律にこう書いてあるからこうでしょうといって、私も随分と調べてみたのですけれども、韓国では、法務部の方に同じ外国人なのに何でそんなこと聞くのと笑われてしまって、何か学術的に調べにくいという現状があるというのと、それぞれの国が外国人労働者をどうやって確保するかということに関して、必死になっていました。また、2018年夏は、韓国にイエメンからの多数の難民が来たときで、それまで韓国人自身が韓国の中に難民がいるということを知らなかつたのがネットを通じて発信され、韓国は難民条約から脱退すべきという意見が多くなるぐらいに大騒ぎになったということがありましたけれども、それも1か月後にはいつの間にか消えました。また、イエメンからの難民は、ソウルでは仕事はできませんでしたが、別の場所でちゃんと仕事しているという現実があるというようなこともありますと実際にありますということだけ、お伝えさせてください。

安富部会長 ありがとうございました。

宮崎委員 送還禁止効の関係は、難民の関係なので、ノン・ルフルマンとかが関わりそうですし、UNHCRさんがオブザーバー参加していただいているので、できれば解説みたいなものが頂けると。諸外国の話も

していたところだと思うし、どんな感じで、どうお考えなのか、意見を言っていただけるといいなと思ったのですけれども。

安富部会長 U N H C R さんでお分かりですか。

川内副代表 原則的なところだけ、簡潔に述べさせていただきますけれども、難民認定ということから考えますと、やはりノン・ルフルマン、難民である人を送り返すことの危険性というのは、最終的なボトムラインとしてあるのだと思います。

ですので、難民認定というところからのディスカッションということになりますと、やはり収容・送還、非常に重要なところではありますけれども、そこだけを切り離して議論するというよりは、やはり難民認定制度全体を通して、難民が守られる制度というところを含めて、2014年の難民認定制度に関する専門部会での提言等もございまし、そこでなされた提言等も踏まえた議論をする場が必要であるかと思います。

安富部会長 ありがとうございます。

それでは、今日は I O M 駐日事務所の佐藤代表にお越し頂いておりますので、I O M における送還プログラムの実施状況について御説明頂きたいと思います。

佐藤代表、よろしくお願ひいたします。

佐藤代表 国際移住機関（I O M）駐日事務所の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、I O M が法務省から委託を頂いて行っている、I O M による自主的帰国・社会復帰支援プログラムについて発表させていただきます。お手元にパワーポイントの資料をお配りしておりますので、それに沿って発表を行います。

まず、三つの部分で発表しますけれども、最初に、自主的帰国・社

会復帰支援事業の概要、それから、世界各国におけるAVRR、自主的帰国・社会復帰支援事業の紹介、数字を含めた紹介をして、日本で行っている自主的帰国・社会復帰支援事業の紹介を行いたいと思います。

まず、自主的帰国・社会復帰支援という枠組みなのですから、英語では、*Assisted Voluntary Return and Reintegration*ということで、AVRRと略して呼んでおります。

この事業の支援は、非正規移民、正規移民、元難民認定申請者、移住先へ行く途中に立ち往生している移民などといった方々が対象になっておりまして、非常に幅広い対象の方々が、この事業に参加することができます。また、人身取引の被害者、老人、子供、健康に問題のある方など、脆弱な立場にある移民もこの枠組みに入ることができます。

この支援の事業の趣旨なのですから、移民にとっては、自らの意思に基づく選択により自立支援を受けて帰国できるので、帰った後に、より高い確率で、持続的な社会復帰が可能になる。また、滞在国の政府にとっては、財政的、政治的、法的、人道的に、様々なコストの面でもメリットがあります。そして、移民の出身国政府にとっては、自国民が合法的に、自立支援とともに帰国するという点で非常に有益だと考えております。

IOMは、世界各国の政府とともにこの事業を行っておりまして、それぞれの立場にとって非常にメリットの多い事業だと考えておりまして、長期収容や退去強制以外の人道的、効果的、そして効率的な手段だと考えています。

次のページをお願いします。

自主的帰国・社会復帰支援の理念ですけれども、本人の自発的な意思に基づくということで自主性、それから、尊厳と人権の尊重、包括的でジェンダーに配慮したアプローチ、移民の一人一人に対する支援、それから守秘義務、こういったものを理念に掲げてやっております。

特に帰国後の社会復帰支援に関しましては、以下の原則を特に重要視しております。まず、個々のケースごとのアプローチ、テラード・アプローチということで、それぞれのニーズに合った社会復帰支援を行うということ、それから機会を提供するということ、継続的自立支援、自立に向けてのエンパワーメント、それから帰国後の様々な機関や行政関係者、あるいは非政府組織、市民組織とのパートナーシップを組むことによって、帰国後の生活再建が持続性を持って行われるということを目指してやっています。

次のページをお願いします。

自主的帰国・社会復帰支援の内容ですけれども、まず三つの部分に分かれています。出発前、その国にいる間に行われることとしては、IOMのスタッフあるいはパートナーの団体によるカウンセリングが行われます。その後に、自主的な帰国が決定されたときには、帰国に伴う旅券の発給ですか、出国に必要な書類、そういった様々な行政的な手続を支援して、最終的に航空券の手配といったようなロジスティクスの部分を行います。

その移民の帰国の渡航中ですけれども、その間には乗換えの支援ですか、あるいは保健、健康面での支援が必要な場合には、エスコートを含めた支援を行います。

出身国へ帰国後、到着した後には、そこでまずIOMの職員が、その帰国支援者を出迎えて、最終的な目的地までその帰国支援者を送り届ける。最終的な目的地に着いた後には、それぞれのニーズに基づいたサービスが受けられるように、行政あるいは市民社会、そういったようなところへ支援をつないでいくと同時に、社会復帰支援事業を具体的に行っていきます。

この社会復帰支援事業は、支援を依頼している国、ホスト国の政府の要請に従って、どのような支援が行われるかが決められます。その帰国後の社会復帰支援がどのように行われているかということを、継続的にモニタリングして、必要な場合には評価事業も行っています。

次のページをお願いします。

それでは、この自主的帰国・社会復帰支援というものがどのように行われてきたかという歴史なのですけれども、1970年代後半から、ドイツやベルギー等の欧州諸国において開始された事業です。平均して3万4,000人程度の支援者数がありましたけれども、2010年以降は増加傾向にあります。ただ、過去2年間は、欧州からの帰国が減少して、他地域からの帰国が増える傾向にあります。

次のページをお願いします。

2018年の傾向を簡単にお示ししていますが、2018年は、先進国を含む128か国から169か国へ、6万3,000人強の人が帰国しています。この数は、2017年に比べて、前のページのグラフを見てもお分かりのとおり、12%減少しています。この支援を受けた移民のうち、22%が子供であります。53%が欧州からの帰国で、一番多い地域にはなりますけれども、アジア・太平洋地域からの帰国は2.7%ということです。

そして、次のページに、統計として、出国者数の多い滞在国と帰国者数の多い出身国を示しています。2018年を見ていただくと、ドイツ、ニジェール、ギリシャ、オーストリアと並んでいて、10か国です。帰国者数の多い出身国の方も、イラク、ギニア、エチオピアと並んでいます。

アジア・太平洋を見てみると、2018年、1,721名が帰国しています。その出国者数の多い滞在国、アジア・太平洋地域では、一番はオーストラリアです。821人、その後はインドネシア、タイ、マレーシア、フィリピンと続いています。

2017年を見ますと、同じくオーストラリア、インドネシア、タイ、マレーシアから帰っているのですが、日本も5番目に入っています。それなので、アジア・太平洋の地域では、日本からの帰国者も、ほかの国の数によっては、トップファイブに入るというような数になっています。

それから、これは御紹介なのですけれども、自主的帰国支援で、日本人もほかの国から帰ってきています。2012年から19年までに、

27名の日本人が、IOMの支援を受けて帰国しています。主な出発地は、オーストラリア、ドイツ、カナダ等になっております。

次のページをお願いいたします。

日本でIOMが行っている自主的帰国・社会復帰支援事業の全体の図を示しています。左側が日本国内で行われる活動で、右側が出身国、帰国後のそれぞれの出身国で行われる活動です。

先ほど申し上げた、自主的帰国・社会復帰支援事業の大体の枠組みのとおりで、日本では日本政府からの委託を受けた、リファーされた移民の方々に、IOMのほうでカウンセリング、面接を行って、本人の自主的な帰国の意思が確認されて、帰国に必要な環境が整っているということが分かりましたら、帰国の準備を始めます。出身国に帰った後には、先ほど言ったとおりの受け入れを行って、社会復帰支援を提供し、その後、モニタリングを行うということです。

次のページをお願いします。

具体的な帰国準備の手続ですけれども、国内では、ここに書いてあるとおり、渡航前の健康診断ですか、行政的な書類の準備、それから、元難民認定申請者に対しては、UNHCRとのインタビューの調整も行っています。それから、支援者がいる場合には、調整を行ったり、その他、個別のニーズに合わせた対応を行っています。

次のページをお願いします。

こういった準備が整って、帰国が決まった後には、帰国先での受け入れと、それから、様々な社会復帰支援を行っています。

次のページですが、これは以前の会合で出されている数と同じものですけれども、実際にIOMのプログラムで帰国した人の数が下にありますて、その上の委託数というところを見ていただくと、IOMに紹介されてカウンセリング等を行ったけれども、帰る決断には至らずに帰らなかつた人たちというのが、常に、実際に帰った人よりも多い数いるということを示しています。

次のページをお願いします。

日本から、このIOMの事業の支援を受けて帰った人の合計ですけ

れども、現在 70 名で、主な帰国先はアジア、次が中南米、そしてアフリカとなっています。

最後のページをお願いします。

事業としての今後の課題ですけれども、限られた実施期間の中で、様々な個別のニーズに対応しなくてはいけないために、その時間的な調整が課題の一つです。

それから、帰国希望が多く存在する中での対象者、あるいは事業の規模に応じて、どういった方が優先的に帰ることになるかということの基準というのも課題の一つです。

それから、自主的帰国・社会復帰支援に対する理解、あるいは、こういったプログラムがあるということをどういうふうに周知していくかということも課題の一つだと考えています。

最後に、もしこの事業自体に御関心がおありの方がおられましたら、英文の資料にはなりますけれども、IOMの方で幾つか統計や調査報告書を出しておりますので、御参照ください。

安富部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたら、お願ひしたいと思います。

高宅委員 疑問点なのですが、資料の 3 ページに、「ドイツやベルギー等の欧州諸国において開始」と書いてあるのですが、これは欧州諸国が開始したのか、それとも、欧州諸国が IOM に委託を開始したのか、どちらなのでしょうか。

佐藤代表 この事業を欧州諸国が IOM に委託を開始しました。

高宅委員 そうすると、予算は、これらの国が措置をして支払っているということですね。

佐 藤 代 表 そうです。事業ベースで、各国から委託を受けています。

宮 崎 委 員 この人数のオーダーを見ていると、とても対応し切れないぐらいなのですけれども、どのくらいの人数だったらできるのでしょうか。これだけのことをやろうとすると、結構1人当たりにコストがかかっているような気がするのですけれども、例えば、今のキャパシティーで100人できますとか、1,000人だったらできますとか、そういうような何らかの調整のめどみたいなものがあるのでしょうか。また、今だと大体、1人当たり幾らかかっているのでしょうか。

佐 藤 代 表 ありがとうございます。

この事業を実施するために必要な人数というのは、事業の規模に応じて、人を雇って、パートナーを増やしたりといったことがありますので、今の人手ができるキャパシティーというのは当然限られています。

今ですと、年間20人から30人弱の人が帰っている状況ですので、それに対応できるキャパシティーを維持していますが、もし必要であれば、それは増やしていくということです。

1人当たり幾らかかっているかというのは、今ここに数がないのですけれども、後ほど、委員の皆様に共有できるようにいたします。

大 橋 委 員 最初の枠組みのところに、コストが安上がりと書いてありますよね。何と比べてコストが安いのか、ちょっとよく分からなかつたので教えてください。

佐 藤 代 表 この文章の意味は、多くの国がこのサービスを使っている中で、強制送還にかかる費用と比べて、費用が安いというふうに考えられるというふうに見ている政府がたくさんあるということです。

強制送還にかかる費用というのは、チャーター機にかかる費用ですか、それから、非正規滞在者の方々をその国にとどめておいて、収

容にかかる様々な費用、そういうものを合計したものに比べて、自主的に帰国を決めて帰った方々、そして生活再建を行った費用は、強制送還に比べて安いと。

川 村 委 員 日本のデータ、後ろの方、日本の自主的帰国・社会復帰支援事業の折れ線グラフですが、なぜこういうふうにばらつきが出るのかということと、今年は非常に下がっているわけですけれども、これについて、どういったふうに分析をされているか教えてください。

佐 藤 代 表 まず、この事業が最初に始まったときは、事業規模が今の半分以下でした。ですので、全体の事業規模の予算と規模に応じて、人数が変わっています。それから、1年の初めに事業規模の予算を決めて、始めるわけなのですけれども、例えば帰国する方が、西アフリカであったりとか中南米であったり、遠いところの人がいると、初めの頃に航空運賃等で予算がたくさん使われて、だんだん事業が終わりに近づくという形になります。

帰国者がアジア出身者だと、航空運賃は安いので、そういうところで、多少人数にばらつきが出ます。ですけれども、一番最初、2013年と比べて、今は確実に事業の規模が大きくなっているので、そこの枠の大きさの差もあります。

安 富 部 会 長 よろしいですか。

宮 崎 委 員 枠の中で、帰国した人と、結局、委託を受けたけれども帰国しなかった人というのがいるみたいなのですけれども、帰国する人と帰国しなかった人の、なぜそこで分かれるのかというのが、感覚的で結構なので、お教えいただければと思うのですが。

佐 藤 代 表 私どもがカウンセリングを通して得た印象ですけれども、やはり帰国するというのは、非常に大きな結論、決定になりますので、いろいろ

ろカウンセリングを通して話を聞いて、自分の国の今の状況ですか、例えば、自分が必要な医療はあるのかどうかとか、そういったような情報を聞きながら、最終的に帰ろうと決められる人と、いろいろ考えた結果、やはり迷ってしまって結論を出せない人というのもいます。そうしますと、事業の期間等もありますので、何回かカウンセリングをした後に、この段階では決められないということであれば、その段階でケースが閉じるということになります。

宮 崎 委 員 今、例で医療が出てきたのですけれども、難民の方とか、ほかの経済的な問題で帰れないとか、帰国後の支援もされているみたいなので、ほかには具体的には、どんなイメージのときに帰るという決断をされて、どんなイメージのときは帰らないという選択になるのでしょうか。そういうのって、何か資料があるのですか。

佐 藤 代 表 帰らないという決断をした方に関しては、特に、なぜ帰らないという決断をしたかというのは、本人が言っていることで、やはり自分はまだ、帰った後の自分の生活ですか、そういったことに自信が持てないとか、確信が持てないといったようなところで、帰る決断をしないという方がいらっしゃいますけれども、統計的なデータはまだ整っていません。

野 口 委 員 今日は貴重な御説明をありがとうございました。実は、以前出入国管理政策懇談会で、IOMがこのような試みをされているというお話を勉強させていただいて、これは大変よい、もっとしていただきたい取組だねということを共有させていただいたことがありまして、今日こういう形で詳細をお伺いすることができて、とても勉強になりました。ありがとうございました。

私からは二つ、御質問させていただきたいのですけれども、支援をされる際に、カウンセリングなどを含めて、出国まで時間を取られて、出国してからも支援が続くということなので、時間のタームをどこで

区切るかというのは難しいかもしれません、特にカウンセリングに時間がかかっているのではないのかなという気がするので、もしデータとして、カウンセリング、委託を受けてから帰国までどのくらいかかるのかということがお分かりになるようなデータがあれば、教えていただきたいというのが1点です。

それから、もう1点は、今後、こういう活動がどんどん広がって、帰国される方が増えていくよいなと思うのですけれども、IOMとして感じられている、今後の取組に当たっての課題のようなものがあれば、お教えいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

佐 藤 代 表 ありがとうございます。

カウンセリングから帰国までの時間というもののデータは、今のところありません。ですが、ほかの国ではやっているので、日本のケースも70人まで増えてきていますので、それはやらなければいけないことだというふうに思っています。そういった情報ができましたら、また共有したいと思います。

支援の今後、人数が増えたときの課題ですけれども、まずこういった支援があるという情報を、可能性のある人たちにどうやって知つてもらうかということで、現在のところ、国によってやり方はいろいろありますし、広く周知する場合もありますし、そもそもこの事業で帰れる人数も限られていますので、現在のところは、直接そういった可能性のある方々にアプローチすることはしておりませんが、IOMが直接電話を受けることもたくさんあります。

ここ3年ほど、毎年電話の件数が増えておりまして、そういった場合には出入国在留管理庁に連絡を取つてもらえるように申し上げておりますけれども、そういったことからも、関心は高まっていると思いますので、どうやってさらにいろんな人に知つてもらうかということが大きな課題だと思います。

安富部会長 今日は、貴重な御説明ありがとうございました。お忙しいところ、

お越しいただきまして、ありがとうございました。

それでは、IOMからの御説明につきましては以上とさせていただきます。

少し時間が押してまいりましたけれども、ここから、送還を促進するための措置の在り方についての2巡目の議論に移らせていただきたいと思います。

論点については、四つ項目を挙げておりますが、小項目を挙げてございますけれども、これを一つずつというよりも、端的に、皆様の御意見、具体的な施策について、御提案をいただければと思います。

高 橋 委 員 以前の会合で、退去強制に応じない者に対して、一定の命令を発して、それに従わなかった場合には罰則を設けるという形の対応策もあり得るのではないかという意見を述べさせていただいたのですが、それとの関係で、今回示していただきました資料の中では、例えば、アメリカ、イギリスなどには、退去しない者に対する罰則の中に、渡航文書等の申請をしていないなど、そういう手続を踏んでいないというような者に対して罰則があるというものがあるようでございます。

例えば、我が国の場合であれば、そういうような渡航文書等の申請をするように命ずる命令を発し、それに従わなかった場合には、罰則で担保するというふうなやり方はあるのではないかかなと思います。ただ、その場合には、例えば定期間経過したら、必ず命令を発する这样一个の形で行うのは、やはり乱暴であると思いますので、合理的な理由がない形で、そういう手続を執っていない者に対して命令を発するという工夫は当然必要だろうと思います。

また、今回示していただきました資料を見ますと、そういう罰則というような負のサンクションの一方で、自主的に退去したか否かで上陸拒否期間に差異あり、再入国の条件が変わっていく这样一个組み合わせをしているように思われますので、そうしたことを通じて、できるだけ速やかに、本来退去すべき人には退去してもらえるように促すという制度づくりがあつていいのではないかと思います。

これは私の個人的な考え方ですが、現在例えば、収容期間が長期化している、だから送還を促進しなければならない、そのために罰則なども設けて、ぎりぎりやって追い出すのだという発想とは、ちょっと離れたほうがいいと思います。この部分は、そもそも退去強制手続の実効性を確保するという観点から見たときに、応じない者に対して、何も対応することができないという状況はおかしいのではないかということから出発すべきだと思います。つまり、収容者が多いか少ないかだとか、収容期間が長期化しているかどうかという問題ではなくて、そもそも制度づくりの問題として、退去強制手続に実効性がないときに、担保する制度がなくていいのかどうかという観点から考えていくべきだと思います。

なので、罰則を設けるということから、厳格化するという形で、現在の困難な難局に対応するための方策という形で捉えるというのは、個人的にはややミスリードではないかと思います。実際にそう動く、そういう効果を發揮するではないかという懸念はあるかもしれませんけれども、元々の制度づくりのところで、ここは欠けていたのではないかというふうな見方があるのではないかと思います。

それと、現在、喫緊の課題になっているのは、長期収容されている人たちの、一方では処遇が劣悪ではないかということであり、他方では、送還が促進されていないではないかということであろうと思います。そうすると、退去強制されてしかるべき人たちの処遇をどうするかといえば、当面は施設内処遇をするか社会内処遇をするかしかないということになろうかと思います。

施設内での処遇が困難を極める、また、非人道的だというふうな声があるとすれば、それを解消するためには、社会内で何らかの形で対応を考えるということしかないと思われるのですが、一方では、リアルな目線として、逃走の防止などについても一定の配慮が必要であると思いますので、そういうところでのバックアップの制度も併せて考えておく必要が当然あるのだろうと思います。

これは最後に個人的な考え方なのですが、もし現在の長期収容の部

分が非常に問題であって、本来社会に戻して、一定の逃走防止措置を講ずることによって、社会内で送還されるまで待つのだというような形で運用していくというふうになった場合に、送還が促進されないと、事実上、日本の社会の中で、ずっと生活していくことになると。そうすると、生活基盤が日本にできて、定着してしまえばしまうほど、帰ることは困難になるのではないかと思います。

そういうふうな事態を想定したときに、それではいつのこと日本に置いたらいいではないかという考えになるのか、それとも、一旦早く出ていってもらって、新たに来てもらえる人には、どうぞどうぞという形で、早期出国を促して、新たに来てもらうことについてのインセンティブを強くするような制度をつくるべきなのかというふうなことは、冷静になって考えるべきであるという印象を持ちました。これはあくまで個人的な意見でございます。

川 村 委 員 今、高橋委員のお話を伺いして、それに賛同するものであります。お手元に意見をまとめたものがありまして、3枚目、2回目のときに意見をさせていただきました内容の追加になります。

2の（1）優先順位と書いたのですが、今、高橋委員がおっしゃったような考え方方にのっとって、罰則、送還停止効、そういう規制強化というところの前に、全体像として、やはり誰を残すのか、そのための手続であるとか、自発的な送還の政策をどうするのかというのが、運用ベースでもできるところが多々あるかと思いまして、そちらを走らせつつ、組み合わせて考えるというような流れでいかがかなというふうに、まず、誰を守るのか、誰に残ってもらうのかというところを、しっかりとさせることをまずしてからというふうに考える次第であります。その説明が下に書いてあります。

それから、まさに高橋委員の御意見のように、退去強制令書が発付された人にそのまま残っていただくのか、早期に出国を促し一旦帰つてもらって、それから来られる人に来てもらうかというようなお話を頂いたところですが、まず、私が2回目に御提示したのは、一旦出国

して戻るというような場合を想定しまして、早期出国して、それから稼働が可能になるようなパターンを一つお考えいただきたいということを提言したいと思います。それから、最後のページの（3）の一つ上ですが、日本人配偶者の在留許可の敷居の見直しをして、どういう方に残ってもらうかというのは、考え得ると思います。また、運用で判断できるところだとは思いますし、かなりの人数がいるのではないかと思いますので、そういった辺りから考えていけばと思っております。

寺 脇 委 員 私も、高橋先生、川村先生がおっしゃった後半の部分ですね、いわゆる早期に出国しようという気持ちになってもらうための動機付けという意味では、川村先生も書いておられます、早期出国で再チャレンジというのは、それはそれで、一つの考え方だろうと思っています。

ただ、議論の進め方として、川村先生のこの文面だけを見ると、この順番で議論するような感じに見えますが、そうじやないと思うのですよね。

川 村 委 員 違います。

寺 脇 委 員 そういう意味では、今進めている議論をこのままやっていくことによって解決していくのだろう、その点の確認だけでございます。

宮 崎 委 員 私からは、お手元に配った資料と、難民の関係が結構議論になっていたので、難民支援協会等から頂いた、別紙で1から5までのものを資料としてお出しをしています。

先ほどの議論で、きちんと見ていくてというところについては賛成で、ただ、今の段階で、罰則や何かのところで、強制的な手段というのは、ここ2、3年、強制的な手段をやって、いかにうまくいかなかつたかというところなので、やはり自主的な帰国とか在留をどうする

か、あるいは再上陸の観点をどうするかみたいなところを、きちんと議論した方がいいと思っているのが 1 点で、難民の部分については、送還の停止効を制限する議論があるのですけれども、今、迅速化とか適正化とか、難民認定基準の検証が十分じゃないという感じがするので、そちらのほうは、もともと難民の専門部会が存在していて、かなり議論の積み重ねがあるようですので、本来的にはそちらの方で議論していただくべきなのではないかなと思っています。

お出しした資料の中で、別紙 1 というのが、難民制度に関する専門部会の提言の中で、実行されたものと実行されていないものを整理していただいたもので、別紙 2 が、そういったときの立会いに弁護士が付くかどうかとか、日本で難民認定数が多いものと少ないものと国際的な比較で、かなり日本は難民認定率が低いのですけれども、そういったものと、今回出てきている中で、複数回申請を制限するというようなことがあるので、別紙 4 については、複数回申請したときに認められたケースと認められていないケースについてある程度の情報を出していただいたのと、別紙 5 については、複数回申請で認定された人について、どんな人がいるかということについて、情報を出していただきたいというので、出していただいたものということになります。

また、1枚物で出させていただいたものとしては、入管のほうで、今、帰国勧奨というか、1回帰国した上で、1年後に入つてこられますよというような運用をしているものについて、そのときに配っている入管の資料が手元にあったので、それをお出ししました。ただ、どちらかというと、1回帰った上で、入つてこられますよといっている人たちは、日本人と結婚しているようなケースで、従前だったら在留特別許可が出ていたようなケース、再審の形の人たちですけれども、在留特別許可が出ていた人たちについて、一旦帰国させて、1年後に入るというような形になっているような傾向があるので、単純に、今までより易しくなったというよりは、ちょっと厳しくなったようなものかもしれません、話題になっていた資料なのでお出しをしました。

私としては、一応、資料をお出ししたところの 5 ページ以下で、あ

る程度、論点整理をしたつもりなのですけれども、結局、今収容されている人と仮放免されている人、これがなぜ長引いたかということといえば、入管の方も、そこはいろいろ配慮された上で、今の状況ができる上がっていっているのだろうなと思っています、その中で見ていると、子供がいる家族の事案が一つ、あと、結婚とか婚姻の関係の事案、あるいは難民に関する事案で、かなり長引いてきているもの、あと、10年とか20年とか、長いこといて、もう本国に基盤がなくなり、帰せなくなっているようなケース、あと技能実習とか留学の関係で、在留資格を失ったようなケースが、送還忌避ということで整理されているものなのですけれども、実際に、これ以外にもたくさんあるかもしれません、一応何か想像できるものとか、情報を整理したのが、今みたいなものです。だから、対象者になっている人がどんな人かというのは、考えたほうがいいかなと思っています。

退令の罰則については、いろんな、様々な合理的な要因を検討した上ということなので、この会議で罰則規定の議論まで進めるのは、かなり困難かなというのが正直なところと、難民のところは今回、資料4でもお出しeidいたのですけれども、どんな人が、どこの国の人々が難民認定申請をしているかということで、初回申請の人と複数回申請の人を分けていただき、さらに、1次と審査請求の段階という形で、どこの国がどうなっているかというのを出していただきました。

結局、難民認定申請者は、残っている人たちを合計すると3万人ぐらいいるという形なのですけれども、どんな審査体制で、どんなふうにされようとしているのかによりますけれども、3万人の人を、例えば1年で処理しましようとしたら、相当程度の体制を築かないといけないのだろうと思いますけれども、迅速化という意味では、ある意味、こういう難民認定申請者があるのであれば、その体制を整え、各国の情報についても今、そういう意味では、大学、大学院卒業で、ドクターになっていて、いろんな研究者とかもいらっしゃるので、任期付職員でも何でも入れて、各国の情報も把握しながら、きちんと処理をしていくというような体制を構築しないと、ただただ出でていけではなく

て、実態を把握し、これだけの件数を早く処理できるだけの人的体制とか情報体制を作らないと、難民認定申請は処理しきれないのではないかという意見を持っています。

高 宅 委 員 長期化している原因として、難民と在特の問題があると思うのですが、これを一緒にしてしまうと、議論として混乱するのだろうと思います。

なぜかといいますと、庇護を受けるためではなく、難民認定手続を通じて在留特別許可を得ようとする者は、完全に難民認定制度を濫用している者ですから、それを別とすれば、難民として申請して庇護を求めている人間と在留特別許可を求めている人間、これはやはり質が違うと考えられます。

難民の場合に問題になっているのは、結局、複数回申請というように、紛争の一体的解決が図られていないというところなのだろうと思います。これは、難民審査というものの在り方を考えないと、どうしてもうまくいかないだろうと思います。

それに対して、在留特別許可の方ですが、この文書にも、あなたは一旦帰国すれば、在留資格認定証明書と書いてあるのですが、そもそも、今、送還を忌避している人で、帰ってすぐ、退去強制に伴う上陸拒否期間は別として、それを超えたら入れる人たちが多くいるのかという、要するに、ほとんどの人たちは、働く分野が全然違うか、日本の現在の受け入れ政策はそんなに広くありませんから、その範囲を超えている人たちが大半で、あるいは、何らかの刑罰法令の違反とかがあって来られないとか、いろいろな事情はあると思いますが、多分、直ちに日本に入国できるというのは極めてまれなケースだと思います。

それから、もう一つ、これは東京出入国在留管理局がこの文書を出しているのは、これでいいのかという問題なのですが、そもそも、将来申請してみたらどうなるか分からないような不確実なものを前提にして、説得するということ自体が、余り好ましいことではないのではないか。そういうことが、逆に不確実性を生んで、収容の長期化

につながっている。要するに、あり得ない期待をしてしまうということがあるので、その辺はしっかりとしないと、どうしても、変な事件が起きてしまうというふうに考えます。

いずれにしても、難民と在留特別許可の問題は区別したほうがいいのではないかというのが私の意見です。

宮 崎 委 員 例で東京入管の書類を出してきましたけれども、これは、全国的に運用されているもので、退去する前に、在留資格認定証明書の交付申請をし、1年経って問題がなければ交付しますというような形の運用がされている。これについて私が認識している限りでいえば、基本的には、犯罪などがなくて、日本人との結婚など、今までであれば在留特別許可が出ていたような事案について、こういった見える形で、帰るときに、今までだったら、1年後に帰ってこられるというような形ではなく、帰るときに予測可能性を立てさせるというような形の申請もさせてしまった上で、交付が後になるというような形の文書になっています。

川 村 委 員 在留特別許可の話が出ましたが、在留特別許可に係る判断基準をもう少し見直すことができると考えます。先ほどの日本人の配偶者を有する方の話ですが、子供がいれば在留特別許可がなされるけれども、子供さんがいない御夫婦はなかなか難しいといったことがあります。

その辺のことをどう捉えるかということもありますし、私の資料でお示ししております、人身取引に関わるようなケースにきちんと対応できているのかどうかといった被害者の保護の観点で、少し気になっているところがあります。

それで、性的搾取の場合以外の強制労働等の場合について、これはどうなのだろうと思う人が、難民申請の中にもいるように思いますので、このあたりの線引きといいますか、被害者保護の対応というのも、あわせて見る必要があるのかなというふうに思って、少し書かせていただきました。

安富部会長 ありがとうございます。  
他にいかがですか。

簾内難民認定室長 宮崎先生から御提供いただきました資料の関係で、少しだけ、事実関係について補足させていただきたいと思います。

別紙1ということで、お配りいただきました1ページ目のものですが、これは、私どもでホームページに公表している、ここに書かれてございますように、第6次政策懇の専門部会で、2014年12月に公表されたものの概要というペーパーで、内容を拝見しますと、難民支援協会さんの方で、一つ一つの項目についてコメントいただいているというものになっております。

時間の関係で、全てについて御説明するのは難しいのですけれども、例えば、「新しい形態の迫害」のところについて、特段「進展が見られない」ということでございまして、これは、確かに2回目だったと思いますが、私どものほうから資料をお配りして御説明を簡単にさせていただいた記憶がございますけれども、実例を申しますと、確かにこの2014年の提案をいただいた後で、私どもの検討の成果が進んでいるところと進んでいないところがございます。進んでいないところにつきましては、各方面からお叱りを頂いたりしているのが実情であり、その点は大変申し訳なく思っているところでございますが、例えば、「新しい形態の迫害」という項目について実際に難民審査参与員の方々から御意見をいただいたりですとか、どういったケースについて難民と認定しているのか、あるいは人道配慮による在留特別許可が行われているのかという点については、具体的に認定したケース、人道配慮による在留特別許可を行ったケースについて公表をした上で、判断のポイントをお示ししているといった取組をしております。当然、それでは足りない、不十分だという御指摘、お叱りがあることは、重々承知しております。

もう一つは、2ページ目のところで、「事情聴取への専門家の立会

い」について、実績が少ないという御指摘をいただいております。確かに事実関係としては、実績が少なく、今のところ、試行的に行ってはいますけれども、我々承知している範囲では1件のみとなっております。どういった方を対象とすべきかという点については、日弁連さんですとかN G Oの方々との話合いの場を持っておりまして、そこにおいて、こういったケースについてトライをしてみましょうということで行っているところでございますが、実際のところ、ここに書かれていますように、親を伴わない年少者である難民認定申請者などが、実際のところ少ないことですか、あるいは、それに該当すると思われるようなケースについて、御本人さんたち、あるいは保護者の方の御意向を確認したところ、立会いを希望しないといったケースがございましたり、協議の場で日弁連にも、該当するようなケースはございませんかと私どもの方から申し向けたりしているところでございますけれども、なかなかこの試行にぴったり当てはまるようなケースが少ないとというのが実情であり、事実関係としては、実績が少ないという結果になっていることでございます。

いずれにいたしましても、2014年に頂いた提言を踏まえて種々の取組を進めているところではございますが、繰り返しになりますけれども、まだまだ不十分である、遅いという御指摘、お叱りを頂いているのは事実でございますので、引き続き、推し進めて参りたいと考えているところでございます。

高 宅 委 員 難民のいわゆる補完的保護というか在留特別許可の問題を全部あげていったら、確かにこれは難民の問題であって、おそらくここまでこの専門部会での議論の対象とするのは無理だと思います。

ただ、一つ言えるのは、収容された後に申請をして、難民と認められたケースというのが、どのようなものがあるかというのを、ある程度把握しておかないと、どのような場合に保護すべきかという問題は、そこが一番重要なのだと。過去に既に何年もやっているわけですから、何人かは保護されているという、この前、東日本入国管理センターで

はそういう話でしたので、そういう保護されている人たちを類型化して明らかにすることは、必要なのではないかと考えます。

安富部会長 この点について資料でお示しいただければ思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、そろそろ時間でございますので、次回の会合においては、先ほど野口委員からの御要望もありましたが、送還と収容の実情等について、関係者から意見等を聴取するヒアリングを実施したいというように考えておりますが、よろしゅうござりますか。

なお、具体的な人選につきましては、事務局と協議をさせていただきたいと思っております。送還と収容、これは警備部門で実務に携わられる方からと、被収容者の支援をされておられる立場の方との両方からヒアリングをさせていただければと考えております。そのような方向性で御了解いただけますでしょうか。ありがとうございます。

なお、川村委員からも、前回の意見に追加補足意見ということで、意見書を提出していただきしておりますが、議論を充実させる意味で、今日御発言いただきましたことで、あるいはこれまで御発言いただいたことで、さらに追加的、あるいは補足的に意見がありましたら、事務局宛てに意見書という形で書面を提出していただければ、それを踏まえて議論を深めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

第4回の収容・送還に関する専門部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(了)